

独立行政法人家畜改良センター中期目標

令和8年2月25日

農林水産省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 法人の使命

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定、以下「基本計画」という。）に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画と連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（令和7年4月11日農林水産省策定）、家畜改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）及び鶏の改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）の実現に向けた政策実施機関として、独立行政法人家畜改良センター法（平成11年法律第185号）に基づき、全国的な視点での家畜の改良増殖及び飼養管理の改善、飼料作物種苗の生産・供給等に取り組み、国産畜産物の生産性や品質の向上を通じて我が国の畜産業の発展及び国民の豊かで安全・安心な食生活の確保に貢献する取組が求められている。

2 法人の現状と課題

第4期中期目標期間では、当時の畜産をめぐる情勢として、農家の高齢化や後継者不足の進展等による生産基盤の弱体化の進行により、省力的な飼養環境の下でも高い生産性を発揮できる家畜が求められてきたほか、CPTPP等の経済連携協定の進展や牛肉輸出の拡大に向けた動き、少子高齢化や健康志向の高まり等による消費者ニーズの多様化等により、これまで以上に消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが課題となった。

さらに第5期中期目標期間においては、飼料等の資材価格の高騰等による生産コストの増大等が大きな課題となり、第6期中期目標期間では、これらへの対応が急務となっている。また、持続的な食料システムの構築に向け、年々進行する地球温暖化や、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等も求められている。その一方で、消費については、引き続き少子高齢化や健康志向の高まり等を踏まえた国内需要や品質に重きを置いた海外需要を見極めつつ、多様な消費者ニーズに応じた畜産物生産を進める必要がある。このため、これまで以上に「品質」と「価格」の両面で、「強み」のある畜産物を安定的に供給していくことが重要となっている。なお、これらの社会ニーズへの対応に当たっては、生産性を高めつつ我が国の飼養環境に合わせた家畜等の改良を進める必要性に加え、我が国の食料

安全保障の観点から国内での家畜改良の基となる種畜の確保とその改良の推進、改良した家畜の能力を十分に発揮させるための飼養管理技術の向上、流通段階を含めた「食卓（消費者）」からの多様なニーズに対応できるよう特色ある畜産物の生産と関連する情報の提供等の重要性にも留意する必要がある。

センターは、信頼度の高い遺伝的能力評価の活用、繁殖技術等最新の畜産技術の実践等により、基本計画に定める生産努力目標や家畜改良増殖目標等の実現に向けた政策実施機関としてその役割を果たすとともに、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に基づく牛個体識別台帳の管理等の法令に基づく事務の実施機関としての役割を担ってきた。

これに加え、和牛遺伝資源の適正な管理のため、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）に基づき実施される立入検査や和牛遺伝資源の流通管理システムの管理について、長年蓄積してきた知見や技術を活かした協力も求められ、応えてきているところである。

センターにおいては、引き続き、国の政策の実現に向けた事業や法令に基づく事務の実施に直接関わっていることを念頭に置きつつ、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく中期目標管理法人として、本中期目標に則し、求められる取組を実現することによりその役割を果たしていく必要がある。

このような役割を果たしていくためには、センターが保有する施設の整備、家畜等の育種資源及び、これまで長年蓄積してきた技術・知見・人材の活用、海外の革新技术と競争できる技術を持った人材の確保・育成、システム管理に関する専門知識を持った技術者の確保・育成が必要不可欠であり、本中期目標期間において積極的に取り組んでいくことが必要である。

3 政策をとりまく環境の変化

センターは、家畜改良増殖法に定める種畜検査及び立入検査、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に定める指定種苗の集取、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。）に定める立入検査及び牛トレーサビリティ法に定める牛個体識別台帳の管理等、法令に基づく事務の実施機関として位置付けられており、法の適正な執行を通じて、我が国における適切な家畜改良の推進、種苗の流通の適正化、国産牛肉等の信頼性や安全性の確保等にも寄与することが求められている。更に、近年の地震や台風等の大規模

な自然災害や豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病により、我が国の畜産生産基盤を揺るがすような甚大な被害が発生しているため、これまで以上に、センターの持つ技術・知見・人材を活用した外部支援に対する畜産の生産現場からの期待が高まっている。

第2 中期目標の期間

センターの中期目標の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下の7業務を、それぞれ一定の事業等のまとまりとし、評価を実施する。

<想定される外部要因>

センター及び国内での自然災害や家畜伝染性疾病の発生等がないことなどを前提とし、これらの要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

- 1 全国的な改良の推進
- 2 飼養管理の改善等への取組
- 3 飼料作物種苗の増殖・検査等
- 4 調査・研究及び講習・指導
- 5 家畜改良増殖法等に基づく事務
- 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務
- 7 センターの人材・資源を活用した支援・援助

1 全国的な改良の推進

令和7年4月に公表した家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標では、消費者から求められる「品質」とそれに応じた「価格」の両面で、これまで以上に「強み」のある畜産物を安定的に供給することができるよう、より効率的な畜産物生産を進めるための、「家畜づくり」にデータを生かすことを求めている。

これまでセンターでは、DNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）を駆使すること等による改良速度の加速化や遺伝的多様性に配慮した種畜生産等の民間では取り組み難い事業を担い、農家への種畜・種きん供給を行う都道府県や民間事業体に候補種雄牛や育種素材を供給してきた。この結果、第5中期目標の期間においては、

- ① 乳用牛のうちホルスタイン種について、乳量の育種価+78.8kg/年〔第5中期目標の指標は56.4kg/年以上、以下〔 〕内は第5中期の中期目標の指標〕の能力を持つ候補種雄牛を年度平均で33頭作出すること等により、我が国の乳用牛の年間乳量は平成30年8,600kgから令和5年8,800kgに改善
- ② 肉用牛のうち黒毛和種について、増体性等に特長を持つ候補種雄牛（令和6年度の直接検定時の1日当たり増体量1.32kg）を年度平均で39頭作出すること等により、我が国の肥育牛の1日平均増体量は平成30年0.79kgから令和5年0.81kgに改善
- ③ 豚のうちデュロック種について、1日当たり平均増体重1,103g〔概ね1,070g〕の能力を持つ純粋種豚を作出すること等により、我が国の豚の出荷日齢（日）は平成30年188日から令和5年184日に改善
- ④ 鶏のうち、白色レグホン種について、後期産卵率（44～59週齢）の育種価2.79%〔概ね2%〕向上、白色プリマスロック種について、4週齢時体重の育種価+40.86g〔概ね20g〕の能力を持つ種鶏を作出
- ⑤ 重種馬について、けん引能力に関連のある馬格をもとに、種雄馬候補を年度平均で6.5頭作出〔概ね6頭〕すること等により、馬産地へ安定的に供給

等の成果がみられる。また、中立・公平な立場から全国的な規模で家畜の遺伝的能力を評価し、その結果を公表してきたところである。

今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。

（1）種畜・種きんの改良

ゲノミック評価の活用をはじめとした遺伝的能力評価に基づく家畜改良を通じ、遺伝率の低い形質の評価値の信頼性向上や改良速度の加速化を図るとともに、遺伝資源の多様性を確保する観点から、国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・育種素材等の生産に取り組むこととする。

- ① 乳用牛については、泌乳形質とともに、繁殖性や疾病抵抗性等の長命連産性の向上や、日本の飼養環境に適応するための改良に取り組むこととする。
- ② 肉用牛については、遺伝的多様性に配慮しつつ、生産コストの低減を目指した飼料利用性や食味に関連する不飽和脂肪酸等に着眼した改良に取り組むこととする。
- ③ 種豚については、肉質や体型を含めた産肉能力等の向上を図り、我が国独

自の高品質な豚肉やコスト低減に資する豚肉生産に向けた改良に取り組むこととする。

- ④ 種鶏については、地鶏等の特色ある国産鶏の生産振興を図るため、産卵性及び産肉性等に着目した改良に取り組むこととする。
- ⑤ 重種馬については、けん引能力に関連のある馬格に着目した改良に取り組むとともに、新たな育種素材の導入・供給に向けた検討を進めることとする。
- ⑥ めん羊、山羊等の特色ある家畜については、品種・系統の見直しを検討しつつ、育種素材の提供に取り組むこととする。

【指標】

(乳用牛)

- 長命連産性や体型、血統等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、ホルスタイン種については、家畜改良増殖目標の育種価目標数値を踏まえ、乳量が+62.5kg/年以上、乳脂肪が+5.0kg/年以上、無脂乳固形分が+7.0kg/年以上、乳蛋白質が+3.3kg/年以上の遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね20頭以上作出)

(肉用牛)

- 遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、増体性等に特長を持つ候補種雄牛の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、黒毛和種については、家畜改良増殖目標を踏まえ、日齢枝肉重量が概ね+5.2g(年当たり)以上、脂肪交雑の改良量は引き続き維持した遺伝的能力を有する等の候補種雄牛を毎年度概ね20頭以上作出)

(種豚)

- ランドレース種及び大ヨークシャー種については繁殖性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況

- デュロック種については増体性等に特長を持つ種豚の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、ランドレース種及び大ヨークシャー種については1腹当たり育成頭数(育種価)が概ね0.1頭以上向上(年当たり)、デュロック種については1日当たり増体量(体重30~105kgの間)が概ね1,110g以上(令和12年度)となる種豚群を作出)

(種鶏)

- 国産鶏種については、産卵性及び産肉性等に特長を持つ種鶏の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、鶏の改良増殖目標及び第5中期目標期間の実績を踏まえ、産卵率の推定育種価が現状より概ね2%以上向上、もしくは4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上となる種鶏の作出(現状の推定育種価の例として、卵用鶏の産卵率(令和元年比、44~59週齢)が白色プリマスロック種2.50%、白色レグホン種2.79%向上、肉用鶏の産卵率(令和2年比、31~35週齢)が白色プリマスロック種5.90%、赤色コーニッシュ種6.79%、4週齢時体重が白色プリマスロック40.86g向上(令和2年比))

(重種馬)

- けん引能力に関連のある馬格の優れた種雄馬の作出に関する取組状況

(中期目標の期間において、家畜改良増殖目標を踏まえ、馬格の優れた種雄馬を毎年度概ね6頭以上作出)

(2) 遺伝的能力評価等の実施・情報提供

民間団体等が取りまとめた泌乳形質や産肉形質等の改良に資する国内のデータをなるべく多く活用して、遺伝的能力評価を行い、その結果の提供・公表に取り組むこととする。

その際、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施に当たっては、より精度を高めることができるよう、必要に応じて評価手法の改善等に取り組むこととする。

加えて、畜種毎の課題に対応した情報の分析を行い、全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や飼料利用性など新たな形質等改良に必要な情報提供に取り組むこととする。

【指標】

- 乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価の実施と、その結果等の提供・公表に関する取組状況

(第5中期目標期間の実績(乳用牛17回/年、肉用牛5回/年、豚8回/年公表)を踏まえ、実績に合わせて結果をセンターのホームページへの掲載等により公表・提供)

- 畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供に関する取組状況

(乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ1回/年以上分析し、結果をセンターのホームページへの掲載等により公表・提供)

<目標水準の考え方>

- ・種畜・種きんの改良については、家畜改良増殖目標、鶏の改良増殖目標及び第5中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・遺伝的能力評価の実施については、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。
- ・畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供については、少なくとも年1回はその提供等が行われるよう設定した。

2 飼養管理の改善等への取組

我が国畜産の生産基盤強化を図るためには、「農場(生産者)」におけるデータを活用した繁殖性や飼養管理技術の向上を図る取組の実践により、家畜の生産性を高める必要がある。また、生産現場で活用できる持続可能性に配慮した畜産物生産に資するよう、食品安全、家畜衛生管理、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行うHACCP等の考え方を生産現場に採り入れる取組を進める必要がある。

また、ヨーネ病の清浄化対策をはじめ、家畜伝染性疾病の侵入防止や発生予防を図るための防疫業務に取り組んできたところである。

今後とも、省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとした持続可能性に配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組む。

(1) 持続可能性に配慮した飼養管理の普及

持続可能性の観点から、農場段階でのHACCP等の考え方に基づいた飼養管理を進めるとともに、省力化機器の活用等によるスマート畜産の実践・実証、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるアニマルウェルフェアにかかるノウハウ等について、調査・情報提供に取り組むこととする。

【指標】

- 搾乳牛や肉用牛の省力的かつ効率的な飼養管理のデータを収集、蓄積した上、生産現場の省力管理に資するノウハウの情報提供に関する取組

- 鶏の喧噪性等を低減させる改良手法等に関する調査・検討、始原生殖細胞（PGCs）の復元技術も含めた保存等技術の習得及びこれらに関する情報提供への取組状況
- 食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術や持続的な畜産物生産を推進するための生産者や指導者に向けた技術指導及び情報提供
(それぞれ年1回以上実施)

(2) 家畜衛生管理の改善

国内における家畜衛生管理の改善に寄与するため、野生動物からの家畜伝染性疾病の感染防止対策も含めた農場の防疫強化、家畜衛生管理に資するノウハウについて情報提供に取り組むこととする。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。

【指標】

- 家畜衛生管理の改善に資するノウハウの情報提供に関する取組状況
(第5中期目標期間の実績(36回/年)を踏まえ、概ね年に30回以上の研修会やホームページ等を通じた情報提供)
- 家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組状況

<目標水準の考え方>

- ・家畜衛生管理の改善に資する情報提供の取組については、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。

3 飼料作物種苗の増殖・検査等

我が国の国土は南北に長く、寒地、温地、暖地の3つの気候に区分されるが、地球温暖化により、各地の適応草種・品種が変化していることも踏まえ、それぞれの地域に適応した優良品種の普及を進めていくことが重要である。

これまでセンターでは、海外増殖に用いる高品質な原種子を生産するため、飼料作物種苗の増殖に携わる職員に対し熟練者によるOJTにより、技能習得を図り、栽培管理技術や収穫調製技術の向上・定着を図ってきたところである。

今後とも、優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組む。

またセンターは、飼料作物種苗の品質に対する検査技術について、国際種子

検査協会（以下「I S T A」という。）から証明書を発行できる認定機関として世界中の検査所の中でもトップクラスの評価を維持しており、この検査技術を活用し、海外増殖用原種子の検査、種苗法に基づく表示内容の検査や民間種苗会社等からの委託検査等を通じ、優良な品質の種苗の流通に貢献している。

今後とも、厳正な検査の実施のため、センターが有する高度な知識・技術水準を維持し、経済協力開発機構のO E C D品種証明制度等に基づく検査及び品種証明書の発行業務の適正な実施に取り組む。

（１）飼料作物種苗の増殖・検査

我が国の多様な気候に適した国内育成優良品種が安定的に流通するよう、O E C D品種証明制度に基づく要件に適合した飼料作物種苗の増殖に取り組みつつ、I S T A認定検査所として高い技術水準を維持する。

【指標】

- I S T A認定検査所としての認定ステータスを引き続き維持することに関する取組状況、O E C D品種証明制度の取組状況
- 国内育成優良品種の種苗の増殖・在庫の確保に関する取組状況
（第5中期目標期間の実績（I S T Aの技能試験においてA判定）を踏まえ、B判定（4段階中上位2番目に該当）以上の総合評価の獲得）

（２）飼料作物の優良品種の普及支援

国内育成優良品種の早期普及に向け、実証展示ほの設置や栽培管理に関するノウハウの情報発信を行うとともに、地域適応性等に関する検定試験等を実施し、関係機関等へのデータ提供等に取り組むこととする。

また、畜産農家等の生産者へ飼料作物種苗の販売を行う民間種苗会社等に対する種子の検査精度向上のための発芽率や純度分析に関する技術指導に取り組む。

さらに、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、7の（２）の災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上でさらなる生産に取り組むこととする。

【指標】

- 国内育成優良品種を活用した効率的な粗飼料生産技術の実証展示等に関する取組状況
(20 か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行うとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行う)
- 自家生産しない稲わらやヘイキューブ等を除いた粗飼料自給率

<目標水準の考え方>

- ・効率的な粗飼料生産技術の実証展示に関する取組については、設置の要件となる地方自治体等との連携の実績に基づき設定した。

4 調査・研究及び講習・指導

多様な消費者ニーズに応じた特色ある畜産物の生産振興を図るため、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発など改良に資する技術開発や、有用形質関連遺伝子、繁殖技術等を活用したセンター自らが取り組む家畜改良や飼養管理の効率的な推進に向け、畜産技術の調査・研究に取り組むことが重要である。

これまでセンターでは、黒毛和種の牛肉における脂肪質（オレイン酸等）や豚肉における脂肪酸組成が食味に及ぼす影響を明らかにするとともに、乳用牛の疾病抵抗性・長命連産性、肉用牛の飼料利用性、豚の産肉能力・繁殖能力、鶏の羽性等の有用形質に係る遺伝子解析、牛の育種改良に資する受精卵評価手法の開発や、生産現場において利用可能な豚の受精卵移植技術の改善等に、高い成果が得られているところである。

加えて、都道府県、団体等とともに畜産物の質の向上や飼養管理技術の改善について、生産者の要望に資するべく共同研究や受託研究に参画している。

今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析、牛受精卵段階での能力評価技術の開発、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する豚の受精卵移植関連技術の開発等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等の適正なマネジメント及び社会実装に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果やセンターが持つ技術の普及を図るため、行政や関係機関と連携し、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催を通じ、情報発信の強化に取り組む。

(1) 有用形質関連遺伝子等の解析

DNA情報を活用した家畜の育種改良を効率的に進めるため、センターが

飼養する家畜を用いた有用形質に係る遺伝子解析や、受精卵段階でゲノミック評価を実施できる手法等の開発及び実用化に取り組むこととする。

【指標】

- 家畜及び家きんの有用形質関連遺伝子等の解析に関する取組状況
- 受精卵段階でのゲノミック評価手法等の技術の開発及び実用化に関する取組状況

(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

脂肪の質等の食味に関連する成分等について調査に取り組むこととする。特に牛肉においては、コザシなどの脂肪交雑の形状等が牛肉の食味に与える影響の調査に取り組むこととする。

【指標】

- 食肉について、食味に影響を及ぼす脂肪酸等成分とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況。特に牛肉においては、食味に影響を及ぼすコザシなどの脂肪形状等とその影響力に関する調査・解析に関する取組状況。

(3) 豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上

衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する豚の受精卵供給を促進するための関連技術の開発に取り組むこととする。牛については分娩間隔の短縮等の繁殖性向上に取り組むこととする。

【指標】

- 豚の受精卵供給を促進するための関連技術の開発に関する取組状況
- 牛の分娩間隔の短縮に資する繁殖性向上に関する取組状況

(4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果を活用する見込みがある事業者等への情報提供に積極的に取り組むこととする。

【指標】

- 調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針に基づく

取組状況

(5) 講習・指導及び広報

生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習を開催するとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。

併せて、センターの取組や重要性が十分に認知されているとは言い難いことから、講習・指導を含むこれらの取組について、センター内の横断的な連絡体制の整備など安定的に実施できる体制を検討するとともに、行政や関係機関と連携しつつ、全国規模の催事等への積極的な出展など戦略的な広報に取り組む。

以上の取組を通じて、センターで得られた知見や技術の社会実装に資する取組について情報発信を強化する。

【指標】

- 中央畜産技術研修、個別研修、海外協力研修について、研修受講者の理解度及び満足度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況
(研修内容について、満足度については概ね80%以上、理解度については概ね80%以上あるいは受講前から相当程度向上すること(研修会後のアンケート調査により把握)。また、前年度のアンケートを踏まえた改善策の実施状況。)
- 家畜人工授精師免許(馬・めん羊・山羊)の取得に係る講習会や、そのほか必要に応じた講習会等の開催
(講習内容の満足度については概ね80%以上、理解度については概ね80%以上あるいは受講前から相当程度向上すること(講習会後のアンケート調査等により把握)。)

<目標水準の考え方>

- ・研修受講者の理解度及び満足度については、第5中期目標期間の取組内容に基づき設定した。
- ・家畜人工授精師免許(馬・めん羊)の取得に係る講習会における講習内容の理解度等については、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。

5 家畜改良増殖法等に基づく事務

これまでセンターでは、家畜改良増殖法、種苗法及びカルタヘナ法に規定す

る検査等について、中立・公正な立場にある事務実施機関として、技術、見識及び経験に優れた職員を検査員として任命し、法の規定に基づき、または、農林水産大臣の指示に従い、検査等を適正に実施してきたところである。これまでに、種畜検査においては、デジタル技術を活用した受検（デジタル受検）の導入に取り組んできた。

今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査におけるデジタル受検の推進も含めこれら検査等の適正な実施に取り組む。

（１）家畜改良増殖法に基づく事務

家畜改良増殖法に基づき、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査や立入検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務について、農林水産省から、センターの持つ精液等の記録等の管理に係る技術・知見・人材の提供の依頼を受けた場合、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

【指標】

○家畜改良増殖法に基づく事務の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況

○家畜遺伝資源の適正な流通確保に係る事務に関する農林水産省からの依頼に対する対応実績

（種畜検査に取り組む職員を毎年度概ね 100 名以上確保、立入検査に取り組む職員を毎年度概ね 20 名以上確保（第 5 中期目標期間の実績は種畜検査に取り組む職員を年度平均 154 名確保、立入検査に取り組む職員を年度平均 37 名確保））

（２）種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査並びにカルタヘナ法に基づく立入検査

種苗法に基づき、農林水産大臣からの指示により、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、指定種苗の集取及び検査の適正な実施に取り組むこととする。

また、カルタヘナ法に基づき、農林水産大臣からの指示により、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、遺伝子組換え生物等の使用等に関する立入り、質問、検査及び収去の適正な実施に取り組むこととする。

【指標】

- 種苗法に基づく指定種苗の集取及び検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況
- カルタヘナ法に基づく立入検査の適正な実施のための人材確保等に関する取組状況
(第5中期目標期間の実績(指定種苗の集取及び検査に取り組む職員は年度平均14名確保)を踏まえ、指定種苗の集取及び検査に取り組む職員を毎年度概ね10名以上確保)

＜目標水準の考え方＞

- ・家畜改良増殖法等に基づく事務を的確に実施するためには、当該立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を安定的に確保することが必要なことから、第5中期目標期間の実績に基づき設定した。

6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

センターの技術・知見・人材を活用し、牛トレーサビリティ法に基づき、牛個体識別台帳や牛の出生等の届出並びに個体識別番号の決定及び通知に係る事務等を適正に実施するとともに、牛個体識別システムの利用者の利便性等を高めるため、情報セキュリティ対策の強化を含む、従来の牛個体識別システムの改善等に取り組む。また、全国版畜産クラウド及びその利用者の要望に応じたデータを安定的かつ機動的に提供を行い、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図る。

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施

牛トレーサビリティ法に基づき、センターの技術・知見・人材を活用し、牛個体識別台帳の作成・記録・公表、牛個体識別台帳の正確な記録の確保、個体識別番号の決定・通知等に不可欠な耳標の管理等に関する事務を的確に実施し、我が国畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献する。

また、家畜伝染性疾病などの発生等により、農林水産省から牛個体識別台帳に記録・保存されている情報に関する緊急検索等の要請に備え、速やかな実施に向けた体制を維持し、国内での家畜防疫のための措置の適切な実施を支援する。

【指標】

- 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施に関する取組状況
- 耳標の管理等に関する事務の実施に関する取組状況
- 家畜伝染性疾病の発生等に伴う緊急検索等の農林水産省からの要請に備え

た体制整備の状況

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

生産者、流通業者等の多様なニーズ等を踏まえ、全国版畜産クラウド及びその牛個体識別情報の利用者の利便性の向上、安定的なデータ提供のための機能の強化、情報セキュリティ対策の強化を含む、牛個体識別システムの改善等に取り組み、牛個体識別番号を基幹情報とする畜産経営における家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化等に貢献する。

【指標】

- 牛個体識別システムの利便性向上に向けた改善等に関する取組状況
- 牛個体識別システムの情報セキュリティ対策(システム開発・改修時の仕様等)の取組状況

(3) 牛個体識別に関するデータの活用

行政施策や各種制度の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報の管理を適正に実施の上、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図る。

【指標】

- 牛個体識別データの情報提供等に関する取組状況

7 センターの人材・資源を活用した支援・援助

これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に向けた支援・援助を実施してきたところである。

今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材、家畜などの資源を活用した支援等について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。

(1) 外部からの要請に応じた支援・援助

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病、自然災害が発

生した際の農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣の要請や、家畜等の資源を活用した支援等の要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

併せて、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制を維持する。

なお、家畜改良増殖や飼養管理の改善等に資するような、家畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する支援等の協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応することとする。

このほか、都道府県、大学、畜産関係団体等からその活動のためにセンターの人材や飼養する家畜などの協力・提供の要請を受けた場合にも、同様に対応することとする。

都道府県等による家畜人工授精師講習会（豚）の開催頻度が大きく減少し、生産者から講習会の開催を求める声が大きいため、都道府県等による家畜人工授精師講習会の開催に向けた援助・協力依頼を受けた場合やセンターの家畜や施設等を活用した支援等の協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

【指標】

- 農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績
- センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況
- 飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績

（２）災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応することとする。

なお、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、必要に応じて自然災害への支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上で、年度繰越量の調整等による適正な在庫管理を適切に行うこととする。

【指標】

- 種畜や粗飼料等の供給等に関する農林水産省又は都道府県からの要請への

対応実績

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については毎年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組むこととする。

【指標】

- 一般管理費削減率：前年度比3%以上
- 業務経費削減率：前年度比1%以上

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、センターが毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき取り組むこととする。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達に取り組むこととする。

さらに、契約監視委員会による点検を受け、調達の合理化に取り組むこととする。

【指標】

- 競争性のある契約に占める一者応札・応募の割合の低減に関する取組状況

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。

情報システムの整備及び管理については、情報システムを統括的にマネ

ジメントするPMO体制のもと、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、主務省等と連携の上、人材の確保・育成について検討する。また、ネットワークシステムのクラウド化の整備を行う等より効率的な業務体制の構築を含め、デジタル化を推進する。

【指標】

○業務運営の改善への取組実績

4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等の公表に取り組むこととする。

【指標】

○毎年度の役職員の給与水準等の実績

第5 財務内容の改善に関する事項

1 財務運営の適正化

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画を適正に計画するとともに、効率的な執行に取り組むこととする。

また、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報の開示の徹底に取り組むこととする。

【指標】

○業務区分に基づくセグメント情報の公表実績

2 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、行政や関係機関と連携しつつ、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、センターが提供するデータの利用料見直しなどの受益者負担の適正化

を含めた新たな財源の確保等により取組を進める。

特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中期目標の方向に則して、適正に取り組むこととする。

【指標】

○毎年度の自己収入額の実績

3 保有資産の処分

保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うことに取り組むこととする。

【指標】

○国庫納付等の実績

第 6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、令和 8 年 6 月頃に内部統制監視委員会で審議される内部統制推進計画に基づく取組を実行することとする。

さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事に

よる監査を計画的に実施することとする。

【指標】

- 内部統制監視委員会の開催実績
- 各場に対する監事監査の実施実績
- eラーニング等による、法令等遵守に係る職員教育の実施実績

2 人材の確保・育成

人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。

また、情報セキュリティ対策やデジタル化をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等と連携の上、人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。

【指標】

- 人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績
- 人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績
- 女性職員の登用実績

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適正な情報公開に取り組むこととする。

【指標】

- 法人情報の公開実績

4 情報セキュリティ対策の強化

サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）に基づき作成された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、関係規程等を適時適正に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこととする。

また、対策の実施状況を把握し、P D C A サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護に取り組むこととする。

【指標】

○情報セキュリティ対策(教育・訓練、対処体制・手順の整備等)の実施実績

5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理等により業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組むこととする。

また、職場における事故等を未然に防止するため安全衛生管理に関する取組を推進するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備に取り組むこととする。

【指標】

○環境負荷の低減に向けた取組の実績

○危機管理体制の整備実績

6 施設及び設備に関する事項

本中期目標の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するために必要な施設及び設備の計画的な整備に取り組むこととする。

政策体系

食料・農業・農村基本計画

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針
家畜改良増殖目標
鶏の改良増殖目標

法人の目的

我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活への貢献

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ること。

法人の事業

全国的な改良の推進

乳用牛

肉用牛

豚

鶏

重種馬

山羊等

めん羊

畜種ごとの課題
に対応した情報
の分析・収集

遺伝的能力評
価の実施

飼養管理の改善等への取組

持続可能性に配
慮した飼養管
理の普及

家畜衛生管理の
改善

飼料作物種苗の増殖・検査等

飼料作物種苗
の増殖・検査

飼料作物の優
良品種の普及
支援

調査・研究及び講習・指導

有用形質関連
遺伝子等の解析

食肉の食味に関
する客観的評価
手法の開発

豚の受精卵移
植関連技術の
開発及び牛の
繁殖性の向上

知財マネジメン
トの強化

講習・指導・広報

家畜改良増殖法に基づく事務

種苗法に基づ
く指定種苗の
集取及び検査
並びにカルタ
ナ法に基づく立
入検査

家畜改良増殖法
等に基づく事務

牛トレーサビリティ法に基づく事務

牛トレーサビリ
ティ法に基づく
委任事務の実施

システムの開発・
改修等

牛個体識別に関
するデータの活
用

センターの人材・支援を活用した支援・援助

外部からの要
請に応じた支
援・援助

災害等からの
復興の支援

独立行政法人家畜改良センター（改良センター）の使命等と目標との関係

（使命）

家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給確保を図り、我が国の畜産の発展と国民の豊かな食生活に貢献。

（現状・課題）

◆強み

- ・全国の膨大なデータを活用した信頼度の高い家畜の遺伝的能力評価により、乳用牛では欧米と遜色ない改良速度の維持、肉用牛では増体性や脂肪交雑の改良等に貢献。
- ・民間等では取組が困難な重種馬、めん山羊の生産・供給にも対応。
- ・家畜及びフィールドを活用した最新の畜産技術の実践により、研究機関等と共同した技術開発や研修による技術普及にも貢献。

◆弱み・課題

- ・飼料等の資材コストの高止まり等により、最新技術に対応した施設・機材への更新が課題。
- ・情報システム管理や情報セキュリティに精通した技術者の確保が必要。

（環境変化）

- 農林水産省が新たに策定・公表した「家畜及び鶏の改良増殖目標」（令和7年4月）を達成するため、
- ・国内外の多様な消費者ニーズに対応した畜産物生産のための基盤となる家畜づくりへの取組を推進しつつ、
- ・畜産農家の高齢化や後継者不足の進行、地球温暖化、飼料等の資材コストの高止まり等の課題に対応するため、
 - ①高い生産性を発揮できる家畜への改良や
 - ②省力的・効率的な飼養管理技術等の普及等を推進する必要。

（中期目標）

- 乳用牛の長命連産性、肉用牛の飼料利用性、豚の肉質及び繁殖能力など、現場の改良ニーズを踏まえた改良の推進。
- 持続可能性に配慮した畜産物生産や家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善、普及。
- 牛個体識別情報の利用者ニーズを踏まえたシステムの開発、改修や種畜検査のデジタル受検等の取組の推進。
- 畜産物等の販売、外部研究資金の獲得等に加え、新たな財源の確保等による自己収入確保の取組の推進。
- 情報システムの整備及び管理や情報セキュリティについて、人材の確保やより効率的な業務体制の構築を含め、デジタル化を強力に推進。